## 後見制度支援預金

2019年11月5日現在適用中

項目	内 容
1. 商 品 名	後見制度支援預金
2.対象となる預金	普通預金
3. 販 売 対 象	家庭裁判所にて成年後見開始の審判を受けた(または受ける)方で、
	家庭裁判所より本預金の利用にかかる「指示書」の交付を受けた方
	※未成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見制度のご本人の方、
	非居住者の方は対象外です。
	※本預金は、被後見人名義の預金について、後見人の手続きにより取扱います。
4.期 間	特に定めはありません。
5. 口座開設	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。
6. 預 入	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。
	※お預入れの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
(1)預入方法	窓口にてお預入れ可能です。
	※ただし、当行の他の普通預金口座との振替でのみ取扱います。
(2)預入金額	1円以上
(3)預入単位	1 円単位
7. 払 戻	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、窓口にて取扱います。
	※払戻しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
	※ただし、当行の他の普通預金口座との振替でのみ取扱います。
8. 利 息	
(1)適 用 金 利	毎日の普通預金店頭表示利率を適用します。
(2)利 払 頻 度	毎年2月と8月の第3金曜日まで利息計算し、翌日に支払います。
(3)計 算 方 法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、1年を
	365日とする日割計算とします。
9. 手 数 料	口座開設手数料 11,000円(税込)
	口座管理手数料 年間3,300円(税込)
	※「定額自動送金サービス」をご利用の場合は送金の都度、当行所定の送金手数料を
	申し受けます。
10. 利息に関する	分離課税(税率20%)
課 税 方 式	※ただし、「復興特別所得税O.315%」が付加される2013年から2037年までの間に お受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。
	※マル優でのお取扱いはできません。

11. 契約の終了	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、口座を解約します。
	※ただし、預金者が亡くなられた場合等、「指示書」によらず当行で解約を実施
	する場合もあります。
12. 付加できる	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」がある場合、生活資金等の資金を
特約事項	定期的に普通預金口座へ移動する「定額自動送金サービス」をご利用いただけます。
13. 金利情報の	店頭の金利表示ボード・窓口・ホームページでご確認ください。
入手方法	
14. 制度に関する	<ul><li>キャッシュカードは発行いたしません。</li></ul>
重要説明事項	<ul><li>インターネットバンキングはご利用いただけません。</li></ul>
	・ ATMでのお取引き(払戻しおよび追加の預入れ)はできません。
	・ 現金および証券類でのお取引き(払戻しおよび追加の預入れ)はできません。
	・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の
	自動受取りにはご利用いただけません。
	・ この預金口座に附帯する各種カードのお申込みはできません。
	・ WEB口座(通帳を発行しない口座)のお申込みはできません。
15. その他の	当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
重要説明事項	

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先:全国銀行協会相談室 (TEL 0570-017109 または 03-5252-3772)